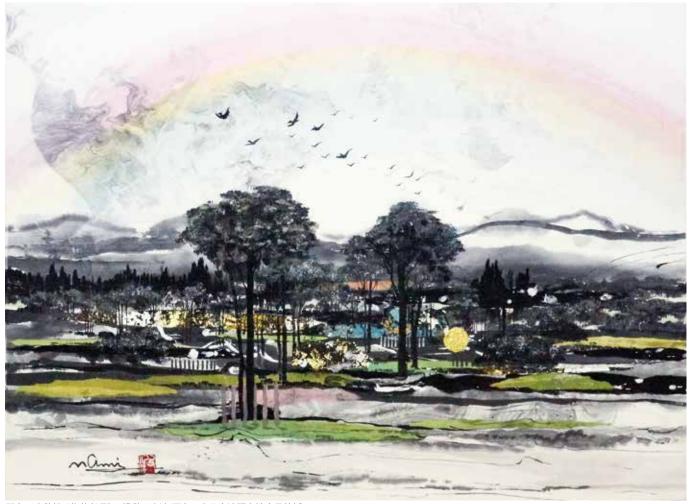
は人こおり

2018.11

第485号



題名/晩秋輝く集落(6号) 提供/大波 天久

事業所内にて御回覧下さい~ -従業員向けの情報も満載です。

新入会員を募集中!!

社会のお役にたちたい。

そんな経営者の皆様を

支援する全国組織、それが法人会です。 随時、新入会員を募集しておりますので、 ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、 ご紹介お願いいたします。



郡山法人会事務局(TEL:024-933-7777)

詳しくは事務局又は、ホームページで! 郡山法人会



法人会の平成31年度 贈与税の非課税枠の活用 税制改正提

4

3

税についてちょっと考えてみよう! 「税を考える週間」

Ħ

次

税務署ニュース

税について ちよつと 考えてみよう!

11月11日~11月17日

今年のテーマは 「くらしを支える税」です



国税庁のホームページでは 「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。

くわしくはこちら 税を考える週間



【社会保障・税番号制度】 制度の定着に向けて、周知・広報を実施しています。

[e-Tax]

平成31年1月から個人納税者の e-Tax 利用がより便利になります。

【消費税の軽減税率制度】 準備が必要な事業者の皆様に対し、周知・広報を実施しています。

詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)またはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

郡山税務署からのお知らせ

国税庁では、11月11日(日)から17日(土)までを「税を考え る週間」として、様々な広報施策を実施します。

テーマは、昨年に引き続き「くらしを支える税」です。

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、税に関するいろ いろな番組を配信しております。ぜひ、ご覧ください。

詳しくは、国税庁ホームページ www.nta.go.jp へ

(3) 平成30年11月1日 **法 人 こ お り や ま** 第485号

税のミニ通信

贈与税の非課税枠の活用

財産を贈与すると贈与税が発生致しますが、以下の非課税枠をうまく活用することにより、節税をすることができます。

1. 基礎控除・・・110万円

贈与税は1人に対して年間110万円までの基礎控除があるため、110万円までは贈与税は課税されません。

但し、毎年同じ金額を贈与している等の場合は、連年贈与とみなされて課税される 場合があります。



東北税理士会郡山支部 税理十 折笠 真一

2. 居住用不動産の配偶者控除・・・2000万円

婚姻期間が20年以上の配偶者で居住用不動産を贈与した場合は、2000万円までは贈与税は課税されません。

申告が要件となり、不動産取得税と登録免許税は課税されます。

3. 住宅取得等資金の贈与税の非課税・・・700万円又は1200万円

子供や孫に対して、住宅を購入等する資金として贈与した場合、700万円又は1200万円までは贈与税は 課税されません。

適用要件がある為、贈与の前に専門家に相談して下さい。

4. 相続時精算課税制度・・・2500万円

親から子へ又は祖父母から孫への贈与で、2500万円までは贈与時に贈与税は課税されません。 適用要件やメリット・デメリットがあるので、専門家に相談して下さい。

5. 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税・・・1500万円

子供や孫に対して、教育資金として一括贈与する場合、1500万円までは贈与税は課税されません。 適用要件やメリット・デメリットがあるので、専門家に相談して下さい。

6. 結婚・子育ての一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度・・・1000万円

子供や孫に対して、結婚・子育て資金として一括贈与する場合に、1000万円までは贈与税は課税されません。

適用要件やメリット・デメリットがあるので、専門家に相談して下さい。

近年、相続税の基礎控除額が減額になった事により、相続税の課税対象者が増加しております。

上記の贈与税の非課税枠をうまく活用すれば、相続対策になりますが、活用の仕方によっては増税になる場合もあります。

総合的に判断できる専門家に相談する事をお勧め致します。



税 • 財政改革のあり方

突出している。 化ぶりは、 円に達した我が国財政の悪 ほぼ2倍の約 が国内総生産 国と地方の長期債務残高 先進国の中でも 1, 1, G 1 D 0 P 0 兆 の

税や社会保険料といった「負 障を中心とした「受益」と、 うな惨状の主因が、社会保 この目を覆いたくなるよ のアンバランス、 「中福祉・低負担」とい つま

> 明白である。 う税財政構造にあることは

税財政構造が続く限り、 スピードで少子高齢化が進 必至であろう。 政は破たんに向かうことは した環境下で現在のような 造問題を抱えている。こう 我が国は先進国で最速 かつ人口減少という構 財 \mathcal{O}

にもかかわらず、構造転換

厳しい財政規律の下、 その危機を回避するには、 「受益」

> はない。 た議論は今に始まったわけで 祉・中負担」へ構造転換する 要な水準に引き上げて「中福 を大胆に抑制し「負 しか方法はあるまい。そうし 担 を必

なかった。その理由はなぜか。は目に見える進展を示してこ りにも危機感が欠けていたの 問題解決を先送りしてきた政 ではなかろうか。 治の責任だが、国民一人ひと まず挙げねばならないのは、

> 図があったはずである。 財政健全化の両立を目指した には構造転換を図る明確な意 しかし、これも後述するよ 「社会保障と税の一体改革」 持続可能な社会保障制度と

ない。残された時間は少ない。 改革に取り組まなければなら り、現在の危険水域から脱出 損にあったことは明らかであ 指摘したような財政規律の毀 質してしまった。その原因が うに、いまや改革理念は色褪 するには、国を挙げて税財政 せ、政策の中身も明らかに変

財政健全化に向けて

されないまま2019年10月 は昨年、 、大幅に再延期された。 消費税率10%への引き上げ 納得できる理由が示

財政運営と改革の基本方針」 能となり、本年6月の「経済 へ大幅延期した。 その達成時期を2025年度 のPB黒字化目標達成は不可 (骨太の方針2018) では、 これに伴い、2020年度

くことが極めて重要になろう。 れまでに黒字化を達成してお めることなどを考えれば、そ が75歳の後期高齢者に入り始 また、2021年度を中間年 2022年から団塊の世代 「骨太の方針2018」は

率10%への引き上げは、

財政

論にも影響を与えよう。

2019年10月の消費税

台前半、 度として、 GDP比3%以下 務残高対GDP比を180% DP比を1. ③財政収支赤字を対 ①PB赤字の対G 5%程度、 -とする

中間目標を設定した。

抑制する数値を示したのに対 計画では政策経費の増加額を 年度とした以前の財政健全化 決して見逃してはならない。 この両指標は金利が正常化す できる水準である。しかも、 されている高い名目成長率や 支の目標値については、本年 れば、逆に悪化していく点を 超低金利を前提とすれば達成 1月と7月の内閣府試算で示 また、2018年度を中間 しかし、債務残高と財政

なく将来の税率引き上げの議 財政健全化を阻害するだけで わった。これは一体改革の理 会保障4経費を対象としてき 保障と税の一体改革」では年 りわけ、消費税収の使途拡大 念を根底から覆すことになり、 たが、新たに教育無償化が加 金、医療、介護、子育ての社 は極めて問題である。 いたるところでみられる。と こうした財政規律の毀損は 今回は見送っている。 「社会

(5)

健全化と社会保障の安定財

確保のために不可欠である。

特集 平成31年度税制改正への法人会提言

1 兆円) 障 費 1. を示し、達成した。2019 増加額を1.6兆円(社会保 期間と位置づけ、政策経費の ら18年度の3年間を集中改革 配慮すべきである。 マキ政策とならないよう十分 は必要であるが、それがバラ 政府は、2016年度か 程度に抑制する目安 5兆円、その他0.

政策運営を求めたい。

増加額を抑制する目安を示し、 的な削減の方策と工程表を明 改革によって進めることが重 (3)間についても、 年度から21年度の基盤強化期 示し、着実に改革を実行する 聖域を設けずに分野別の具体 なく、また歳出については、 の自然増収を前提とすること 要である。歳入では安易に税 であり、歳出、歳入の一体的 改革に取り組む必要がある。 財政健全化は国家的課題 社会保障費の

き上げ時に軽減税率制度を導 ましいが、政府は税率10%引 10%程度までは単一税率が望 で主張してきたとおり、税率 入する予定としている。 仮に軽減税率制度を導入す 消費税についてはこれま

> 市場の動向を踏まえた細心の えられる。政府・日銀には、 え、成長を阻害することが考 融資本市場に多大な影響を与 合、長期金利の急上昇など金 源を確保するべきである。 収分について安定的な恒久財 国債の信認が揺らいだ場 れば、これによる減

を緩和する等の経済環境整備

税率引き上げによる悪影響

社会保障制度に対する 基本的考え方

回る190兆円に上る。 には、今年度を70兆円近く上 がピークを迎える2040年 年齢に達するなど高齢者人口 付費の長期見通しによると、 「団塊ジュニア」が年金受給 府が公表した社会保障給

障制度は構築できま 制しないと持続可能な社会保 率化」によって可能な限り抑 に、「給付」を「重点化・効 な「負担」を確保するととも 険料で構成されている。適正 年問題」が横たわっている。 急増が見込まれる「2025 となり、医療と介護の給付費 の世代」がすべて後期高齢者 そして、 社会保障給付費は公費と保 目の前には「団塊

でいくことが極めて重要であ とりわけ、急増が見込まれ 介護分野に切り込ん

> ことになったものの、 療報酬と介護報酬の改定年が 医師の人件費にあたる「本体」 は引き下げられたうえ、2年 同時となって注目された。 に一度の改定を毎年実施する しかし、 その意味で、 「薬価」について 今年度は診

改めて認識して改革を進める どから構成されていることを は引き上げられた。 必要があろう。 診療報酬が公費と保険料な

ある。 ほか、公平性の視点も重要で の役割と範囲を改めて見直す は、 「自助」 「公助」「共助」

要がある。 担などの本人負担については、 応じた公平性を原則とする必 高齢者においても負担能力に 口負担や介護保険の利用者負 その意味で、

基づく実効性のある取り組み ては、客観的なデータ分析に ている健康寿命の問題につい 口経済スライドの厳格対応」 (1)が求められる。 制につながるとして注目され 「支給開始年齢の引き上げ」 年金については、 「マク

肝心の

社会保障の基本的あり方で

医療保険の窓

また、医療費と介護費の抑

庫負担相当分の年金給付削減 「高所得高齢者の基礎年金国

> 革を行う必要がある。 野と位置付け、大胆な規制改

欠である。 どさらなる厳格な運用が不可 とともに、不正受給の防止な 付水準のあり方などを見直す 付及び負担のあり方を見直す。 い者とにメリハリをつけ、給 度の持続性を高めるために真 以上も早期に達成する。 に介護が必要な者とそうでな 生活保護については、給 介護保険については、 制

点を置くべきである。 整備するなどの現物給付に重 付より保育所や学童保育等を 少子化対策では、現金給

るためには安定財源を確保す 等の取り組みを着実に推進す る活用に向けて検討する。 企業主導型保育事業のさらな 育て支援に関与できるよう、 なお、子ども・子育て支援 その際、企業も積極的に子

とである。

立が求められる。 ないような社会保障制度の確 担を抑え、経済成長を阻害し

抜本的な施策を実施する。

直すとともに、政府目標であ に診療報酬(本体)体系を見 給付の急増を抑制するため 医療については、成長分

るジェネリックの普及率8%

る必要がある。

企業への過度な保険 料負

3 行政改革の徹底

とでもある。 それは国民に痛みを求めるこ 確実に実施せねばならないが、 確保と財政健全化のためには 迫った。社会保障の安定財源 %への引き上げが来年10月に 延期されていた消費税率 10

ためであった。 それを国民に理解してもらう き上げの前提になったのは、 「行革の徹底」が消費税引

6増やす見直しが行われたこ を裏切るような事態に陥って 政府・議会ともに国民の信頼 であろう。にもかかわらず、 なければならないことは明白 の精神に基づき自ら身を削ら 議会が「まず隗より始めよ」 すれば、地方を含めた政府・ 策を理由に、参議院の定数を いるのは残念でならない。 「1票の格差」是正と合区対 こうした経緯を改めて想起 それを象徴しているのが、

回の定数増が改革に逆行する 的な議員定数の削減である。今 見直しを行ってきたが、国民 票の格差」是正を目的に定数 認できるものではない。 のは明らかであり、とても容 の期待する改革はもっと抜本 これまで、 衆参両院では「1

特集 平成31年度税制改正への法人会提言

政治資金規正法の見直しなど とされる支出も目立っており、 べきである。 を行い、使途の適正化を図る いる政治資金について不適切 税金が含まれて

れない。以下の諸施策につい よう強く求める。 目標を定めて改革を断行する て、直ちに明確な期限と数値 もはや、改革の先送りは許さ 不信感は極度に高まっている。 国民の政治と行政に対する

(1) 数の大胆な削減、 国・地方における議員定 歳費の抑

(2)の無駄の削減。 系による人件費の抑制。 と、能力を重視した賃金体 国・地方公務員の人員削減 特別会計と独立行政法人 厳しい財政状況を踏まえ、

行い成長につなげる。 積極的な民間活力導入を

4 消費税引き上げに伴う

行コストおよび税収確保など うえ、税制の簡素化、 ることになっているが、これ と同時に軽減税率が導入され 10%程度までは単一税率が望 の観点から問題が多く、税率 は事業者の事務負担が大きい 消費税率10%への引き上げ 税務執

ましいことを改めて表明した

執行面においてさらなる対策な課題となる。消費税の制度、

を確保する観点から、以下の 消費税制度の信頼性と有効性 しで対応するのが適当である。 るので、導入の必要はない。 で十分対応できるものと考え 現行の「請求書等保存方式」 ついては、単一税率であれば 「簡素な給付措置」の見直 また、低所得者対策は現行 したがって、 税率引き上げに向けては、 インボイスに

るべきである。 さらに実効性の高い対策をと 適正に価格転嫁できるよう、 効果等を検証し、中小企業が 費税転嫁対策特別措置法」の 現在施行されている「消

策が修正局面を迎えている。

日銀が2%のインフレ目標

ることが政府で検討されてい セール」等の表示を可能とす の方策として、 よる景気変動を抑制するため よる駆け込み需要と反動減に なお、消費税率引き上げに 「消費税還元

げを要求されかねない等、影 討を求める。 響も大きいことから慎重な検 業に対して本体価格の引き下 に関わるだけでなく、中小企 これは消費税の適正な転嫁

の引き上げに伴ってより重要 消費税の滞納防止は税率

> を講じる必要がある。 のであれば、国は国民や事業 (3)

者に対して制度の周知を行い、

軽減税率制度を導入する

混乱が生じないよう努める必

配慮が求められる。

Π 経済活性化と中小企業対策

らだが、その支えとなってき 較的安定的に推移してきたか た異次元の大規模金融緩和政 いわれる円安・株高傾向が比 大基調を続けている。 績などを背景に、緩やかな拡 アベノミクス最大の成果と が国経済は好調な企業業

対応措置が重要である。

る。 金利の上昇を容認したのであ 一方で、長期金利の誘導目標 達成の時期明示を取りやめる

う。 の限界を示したものといえよ れており、明らかに金融政策 る金融機能への懸念が指摘さ 能の歪みや銀行収益圧迫によ 政策修正の背景には市場機

であったはずの規制改革が勢 長戦略も、 いを失った。 アベノミクスの柱である成 "一丁目一番地"

は生産性向上を目指し、 「骨太の方針2018」で

考慮すると、我が国の経済戦 在化している。こうした点を 米政権の保護主義リスクが顕 摩擦を惹起しているトランプ 環太平洋経済連携協定(TP P) 離脱や中国などとの通商 海外経済に目を向けると、

う中小企業の活性化も不可欠 環境整備が求められよう。 であり、地方創生戦略との連 や事業承継税制のさらなる また、地域経済と雇用を担

(平成31年3月31日まで)で

法人実効税率について

税制改正で「20%台」が実現 法人実効税率は平成28年度 今年度は29: 74%となっ

要がある。

する中小企業に対して特段の 員教育など、事務負担が増大 また、システム改修や従業

こうした政策が潜在成長力に はない。 どの程度貢献するかは定かで を目玉として掲げているが、 き上限などの「働き方改革」 づくり革命」や残業の罰則付 無償化などを中心とした「人

略全体を再構築する必要があ 減税率の特例15%を時限措置 はなく、本則化する。

立が求められる。 を維持できるような税制の確 境変化に対応し、その存在感 グローバル経済や厳しい環 中小法人に適用される軽

ろう。

とが困難な場合は、 なお、直ちに本則化するこ 適用期限

0万円以下に据え置かれてい また、昭和56年以来、 8

ている。

ぼ同じ水準といえる。 では大幅な引き下げが行われ たが、その米国と比べてもほ トランプ米政権の税制改革

ジア10カ国の平均は22%とな 法人実効税率平均は25%、アしかし、OECD加盟国の の水準は高い。 っており、依然として我が国

見極めつつ、さらなる引き下 げも視野に入れる必要があろ 実効税率引き下げの効果等を などの観点から、今般の法人 このため、国際競争力強 化

2 中小企業の活性 資する税制措置

国経済の礎である。 手であるだけではなく、 中小企業は地域経済の担 我が

いては、損金算入額の上限 価額の損金算入の特例につ

少額減価償却資産の取得

(合計300万円)

ことは評価できるが、

事業承

特集 平成31年度税制改正への法人会提言

困難な場合は、適用期限を延 制の適用期限が平成31年3月 めて整理合理化を行う必要は 政策目的を達したものや適用 長する。 ら、直ちに本則化することが 31日までとなっていることか あるが、中小企業の技術革新 件数の少ないものは廃止を含 など経済活性化に資する措置 公平性・簡素化の観点から、 なお、中小企業投資促進税 本則化すべきである。 租税特別措置については、 以下のとおり制度を拡充

1 31日まで)を延長すること。 び適用期限(平成31年3月 弾力的に対処すること、及 た中小企業経営強化税制に 含める。なお、中小企業投 た申請の認定に当たっては して平成29年度に改組され 資促進税制の上乗せ措置と したうえ、「中古設備」を ついては、対象設備を拡充 ついて、事業年度末が迫っ 中小企業投資促進税制に

3 業承継税制の拡充

う以下の措置を求める。

がより円滑に実施できるよ

度に引き上げる。

少なくとも1,600万円程

る軽減税率の適用所得金額を、

必要と考える。 が、さらなる抜本的な対応が 比較的大きな見直しが行われた なる。今年度の税制改正では 済社会の根幹が揺らぐことに 業が承継できなくなれば、経 が相続税の負担等によって事 貢献している。その中小企業 化や雇用の確保などに大きく 中小企業は、地域経済の活性 が国企業の大半を占める

事業用資産を一般資産と 切り離した本格的な事業 承継税制の創設

税制が必要である。 欧州並みの本格的な事業承継 的な措置にとどまっており、 欧州主要国と比較すると限定 とくに、事業に資する相 我が国の納税猶予制度は、

られる。 は免除する制度の創設が求め 用資産への課税を軽減あるい として他の一般財産と切り離 については、事業従事を条件 し、非上場株式を含めて事業

るため、10年間の特例措置と 中小企業の代替わりを促進す して同制度の拡充が行われた 平成30年度税制改正では、 予制度の充実

> 2 1 29年以前の制度適用者に対 度に改めるとともに、平成 など配慮すべきである。 しても適用要件を緩和する 猶予制度ではなく免除制

ある。なお、 られるよう、経営者に向け た制度周知に努める必要が 国は円滑な事業承継が図 特例制度を適

> 等が懸念される。 は時間的な余裕がないこと 等)を始める企業にとって 承継の検討(後継者の選任 度を踏まえてこれから事業 する必要があるが、この制 「特例承継計画」を提出

Ш 地方のあり方

おきたい。

分納税猶

理念とすべきである。 とは地方の自立・自助の精神 にとっても極めて重要である。 る地方分権化は地方の活性化 であることを改めて強調して し、財政や行政の効率化を図 ただ、その際に不可欠なこ 地方創生戦略もこれを基本 国と地方の役割分担を見直

の地方活性化にはつながるま 法は、あまりに安直であり真 られる返礼品競争のような手 自治体に限定するなど、「ふ ある。納税先を納税者の出身 原則にそぐわないとの指摘も 体に納税することは地方税の 治体の会費であり、他の自治 い。そもそも住民税は居住自 「ふるさと納税制度」にみ 本来の趣旨に沿

贈与税の

規律を歪めているとの指摘が 源不足を保障する機能を有し ていることから、地方の財政 た見直しが必要である。 地方交付税は国が地方の財

案し実行していく必要がある。 の確保や行政改革を企画・立 自らの責任で必要な安定財源 地方は国に頼るだけでなく、 技術集積づくりや人材育成 能移転の促進、地元の特性 税制上の施策による本社機 に根差した技術の活用、地 元大学との連携などによる 地方創生では、さらなる 実効性のある改革を大

の関係からも重要であり、 継の問題は地方創生戦略と 胆に行う必要がある。 また、中小企業の事業

すべきである。

あり、各自治体で広く導入

用するためには、5年以内

期限について配慮すべきで このため、計画書の提出

(2)観点から道州制の導入につ 改革には、「事業仕分け」 な事業が多い地方の行財政 いて検討すべきである。 能を活かした手法が有効で のような民間のチェック機 集中的に取り組む必要があ 広域行政による効率化の 国に比べて身近で小規模

域の民間企業の実態に準拠 ベース)が改善せずに高止 スパイレス指数(全国平均 が重要である。 した給与体系に見直すこと に準拠するだけでなく、 に是正する必要がある。 まりしており、適正な水準 国家公務員給与と比べたラ そのためには国家公務員 地方公務員給与は近 地

べきである。 するチェック機能を果たす 者の視点に立って行政に対 化するとともに、より納税 方を見直し、大胆にスリム 地方議会は、議会のあり また、高すぎる議員報酬

見直すべきである。 日当制を広く導入するなど 員会委員の報酬についても 適正化を求める。行政委 一層の削減と政務活動費



青年部会視察研修会 in 栃木

10月11日、青年部会視察研修会を開催し、12名の部会員が参加した。霧雨の中、和気あいあいと一路栃木へ向け出発した。

まずは、「ツインリンクもてぎ」のホンダコレクションホールを見学した。ホンダ 創業者、本田宗一郎氏のものづくりへの夢や情熱、ホンダの挑戦をパネルなどで紹 介している。また、当時の製品や2輪・4輪の市販車、レース車もそれぞれ展示して おり、歴史とともに進歩してきたホンダの技術力と挑戦の軌跡を見学した。

次に益子焼窯元共販センターで手びねりを体験。初めは賑やかに話しながら作製していたが、次第に真剣になり、試行錯誤しながらそれぞれの個性が光る一品を作り上げた。

最後に宇都宮へ移動。二荒山神社を参拝した後、名物の餃子を堪能し、帰路に 着いた。



ホンダコレクションホールを見学する参加者



手びねり体験

「芋煮de恋活」開催

10月21日、「芋煮de恋活」を四季の里緑水苑で開催し、独身男女13名(男性8名、女性5名)が参加した。はじめに、プロフィールカードを使いながら1対1の自己紹介を行い、男女ともに積極的に自己アピールをした。

終了後は、グループに分かれて芋煮会。終始 和やかに食事を楽しみフリータイムへ。バドミ ントンやキャッチボールを楽しむグループ、苑内 を散歩しながら紅葉を楽しむなどして、それぞ れの時間を過ごした。

最後に気になる方を指名投票する「マッチングタイム」を行い、1組のカップルが誕生した。



芋煮会を楽しむ参加者



マッチングタイム

会員親睦ゴルフコンペ開催

10月24日、第9回となるゴルフコンペを郡山ゴルフ倶楽部において開催し、33名が参加した。当日は天候に恵まれ絶好のゴルフ日和で、プレーを通じ会員相互の親睦を深めた。成績は次の通り。(敬称略)

優 勝 = 菊地孝明(大成住宅㈱)

準優勝 = 佐藤宏記 (㈱丸武商店)

第3位 = 今泉佳秀 (㈱二ノテック)

ゴルフコンペ優勝の 菊地孝明さん(右)と伊野会長







法人会の「経営者大型総合保障制度」は 昭和46年に発足し、

会員のみなさまと共に歩んでまいりました。 これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

D/IDO 大同生命保険株式会社

郡山支社/福島県郡山市中町1-22 TEL 024-922-0860 AIG AIG損害保険株式会社

郡山支店/福島県郡山市虎丸町24-8 (富士火災郡山ビル3F) TEL 024-933-6211